

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名	所在地																															
東京法律公務員専門学校		平成2年2月1日	富永 大策	〒 130-0012 (住所) 東京都墨田区太平1-9-8 (電話) 03-3624-5443																															
設置者名		設立認可年月日	代表者名	所在地																															
学校法人立志舎		平成10年10月30日	塚原 一功	〒 130-8565 (住所) 東京都墨田区錦糸1-2-1 (電話) 03-3624-5441																															
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																														
文化・教養	法律専門課程	不動産ビジネス学科	令和3(2021)年度	-	令和5(2023)年度																														
学科の目的	学校教育法に定める専修学校制度の趣旨に則り、不動産に関する法律の知識を修得し、宅地建物取引士試験に入学後半年合格することを目的とする。特に本学科では、不動産業界において必要とされる教養やマナーを身につけ、即戦力となる人材の育成を目指す。																																		
学科の特徴(取得可能な資格、中途退学率等)	<ul style="list-style-type: none"> 取得可能な資格:宅地建物取引士(宅建士)・管理業務主任者・賃貸不動産経営管理士・ファイナンシャル・プランニング技能検定 中途退学者:3名【令和5年4月1日時点の在学者28名(令和5年4月1日入学者含む)、令和6年3月31日時点における在学者25名(令和6年3月31日卒業者含む)】 中途退学の原因:学生生活不適應・修学意欲低下、婚姻、心神耗弱・疾患 中退防止・中退者支援のための取り組み:学生相談室の設置、郵送による保護者あての出席状況報告、個人面談、保護者との電話連絡など 																																		
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																												
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入 1,720 単位時間 単位	1,680 単位時間 単位	660 単位時間 単位	0 単位時間 単位	0 単位時間 単位	0 単位時間 単位																												
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)																																
40人	24人	0人	0%																																
就職等の状況	<ul style="list-style-type: none"> 卒業生数(C) : 9人 就職希望者数(D) : 9人 就職者数(E) : 9人 地元就職者数(F) : 8人 就職率(E/D) : 100% 就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 89% 卒業生に占める就職者の割合(E/C) : 100% 進学者数 : 0人 その他 <p>(令和5年度卒業生に関する令和6年5月1日時点の情報)</p> <p>■主な就職先、業界等 (令和5年度卒業生) (株)タウンハウジング、(株)リログループ、(株)飯田産業 等</p>																																		
第三者による学校評価	<ul style="list-style-type: none"> 民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 受審年月: 評価結果を掲載したホームページURL 																																		
当該学科のホームページURL	URL: https://www.tokyo-horitsu.ac.jp/course/fudosan/																																		
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	<p>(A: 単位時間による算定)</p> <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>1,720 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>260 単位時間</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>100 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>100 単位時間</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>0 単位時間</td></tr> </table> <p>(B: 単位数による算定)</p> <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>単位</td></tr> </table>							総授業時数	1,720 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	0 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	260 単位時間	うち必修授業時数	100 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	0 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	100 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間	総授業時数	単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位	うち必修授業時数	単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位
総授業時数	1,720 単位時間																																		
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	0 単位時間																																		
うち企業等と連携した演習の授業時数	260 単位時間																																		
うち必修授業時数	100 単位時間																																		
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	0 単位時間																																		
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	100 単位時間																																		
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間																																		
総授業時数	単位																																		
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位																																		
うち企業等と連携した演習の授業時数	単位																																		
うち必修授業時数	単位																																		
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位																																		
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位																																		
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位																																		
教員の属性(専任教員について記入)	<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6人</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td> <td>0人</td> </tr> </table>							① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	0人	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	2人	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	3人	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	1人	計	6人	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	0人														
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	0人																																		
② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	2人																																		
③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人																																		
④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	3人																																		
⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	1人																																		
計	6人																																		
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	0人																																		

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本官公庁・業界団体等との連携により、必要となる最新の知識・技術・技能を反映するため、官公庁・業界団体等からの意見を十分に活かし、カリキュラムの改善等の教育課程の編成を定期的に行う。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

1. 教育課程編成委員会を「IT」「会計」「法律」「ビジネス」「動物」それぞれの分野について各校ごとに設置する。
教育課程編成委員会は、業界関係者、有識者および学園職員で構成する。
2. カリキュラム作成委員会を「IT」「会計」「法律」「ビジネス」「動物」それぞれの分野ごとに設置する。
カリキュラム作成委員会は関連する学校・関連する学科ごとの責任者全員で構成する。
3. カリキュラム作成委員会において教育課程を作成する。
4. カリキュラム作成委員会において作成した教育課程を教育課程編成委員会全体会および各学校・各学科ごとの分科会において検討を行う。
5. 教育課程編成委員会は、カリキュラム改善への意見をカリキュラム作成委員会に提言する。
6. カリキュラム作成委員会は、その意見を組織としてカリキュラムの改善を検討吟味し決定する。
7. カリキュラム作成委員会は、教育課程編成委員会の意見を十分に生かし、カリキュラム改善等の教育課程の作成を定期的に行う。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和5年9月19日現在

名前	所属	任期	種別
増田 智光	埼玉県行政書士会 総務部 部長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	①
桑 誠一郎	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 第三ブロック 墨田区支部 地域貢献委員会 委員長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	①
目崎 大介	防衛省 自衛隊 東京地方協力本部 城東地区隊 江東出張所 所長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	③
石坂 浩	石坂綜合法律事務所 弁護士	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	③
唐木 雅之	八千代市役所 財務部 納税課 副主幹	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	③
高橋 正臣	墨田区役所 墨田区福祉事務所 保護第3係	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	③
野地 将人	優幸不動産株式会社 代表取締役	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	③
宮崎 光浩	学校法人立志舎 東京法律公務員専門学校 校長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	—
柚木 健輔	学校法人立志舎 東京法律公務員専門学校 法律学科(4年制) 教務部課長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	—
吉田 隆	学校法人立志舎 東京法律公務員専門学校 法律学科(2年制) 教務部課長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	—
古川 俊朗	学校法人立志舎 東京法律公務員専門学校 法律ビジネス学科 教務部課長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	—
須田 洋介	学校法人立志舎 東京法律公務員専門学校 法律社会学科 教務部課長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	—
古立 匡史	学校法人立志舎 東京法律公務員専門学校 不動産ビジネス学科 教務部課長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ① 業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ② 学会や学術機関等の有識者
- ③ 実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回（9月、1月）

(開催日時(実績))

第21回 令和5年9月26日 10:05～11:30(うち学園全体会15分、東京法律公務員専門学校 不動産ビジネス学科分科会10分)

第22回 令和6年1月30日 10:10～11:15(うち学園全体会10分、東京法律公務員専門学校 不動産ビジネス学科分科会7分)

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

① 多様性が問われる世の中にあって、学生の価値観も多様化してきていると思う。そうした多様化した学生の価値観に応えられるようなカリキュラムを考えられたほうがよいと思うとの意見を受け、各講座の内容を検討し、カリキュラムの再構成をはかっていく。

② 勤労観や職業観が形成されていない人は、社会に出てから成長することが難しいことだと思う。時間をかけて学生が自らの力で勤労観や職業観を形成できるような指導をされたほうが良いと思う。指導に当たっては、公務員試験の合格という目先のことだけにとられるのではなく、もっと先を見据えた目標設定のもとで学生指導をしていただきたいと思うとの意見を受け、教員間で学生が就職した後に活躍できる人になることを見据えた学生指導を行うことを確認し、学生のキャリアプランニングに有益な授業を展開するようにカリキュラムの見直しをしていくこととした。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

不動産に関する法律の知識の修得及び不動産業界において即戦力となる教養やマナーを修得するための実践的な授業内容の改善・工夫のために、演習における課題設定等を行うにあたり、教育内容に関連する情報等の提供等の協力が得られる官公庁・企業等を選定している。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

本学教員と官公庁等の講師が、授業に関する知識の修得状況、受講態度等の評価項目を設定し、評価を行うことを事前に打ち合わせる。

授業の前提として、本学教員が基礎知識を修得させる授業を行う。

学生の知識をより実践的なものにするために、具体例を踏まえて授業をしてもらう。

授業終了後、質疑応答、理解度確認テストを行い、レポート提出を課し、それらを基に成績評価・単位認定を行う。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
就職セミナー I	卒業後の進路選択を考える前段階として、日々の学生生活を有意義なものとする意識の高揚を目指す。特に、社会人として必要とされる基本的なものの見方や考え方・行動の仕方について理解を深め、礼儀・マナーの修得、面接練習等を重視する。	キャリアフラッグ株式会社
職業実務 I A	社会人として必要とされるコミュニケーション能力を育成することを主な目的とする。円滑なコミュニケーションには、見た目も重要な要素となるため、社会人として好ましい服装やコーディネート、メイクアップについても学び、円滑な就職活動ができる準備をしていく。	キャリアフラッグ株式会社
職業実務 I E	不動産業界における業務に関する基礎的な法律を理解し、売買・賃貸借契約に至るまでの一連の流れにつき実務に基づいた知識を修得する。不動産取引は大きなお金が動くので、特にクレーム処理について実例をもとに学ぶ。	ラウンズコミュニケーション株式会社
職業実務 II B	障害者の現状を把握した上で、ノーマライゼーションやインクルージョンといった適切な障害者福祉のあり方を理解することを目標とする。障害者の現状や実態を示しながら、障害者差別解消法における「合理的配慮」の具体例について、実務に基づいた授業を行う。 今後ますます重要になってくる成年後見制度について、実際の事例を基にして、制度の基礎知識や手続、問題点や対処法を実践的に学ぶ。	特定非営利活動法人 政策マネジメント研究所

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

「学校法人立志舎 教員研修規定」において、以下の様に定めている。

- 1 研修は、教員に必要な専攻分野における実務に関する知識、技術および技能並びに、指導力の修得・向上を目的として行う。
- 2 研修は教員に対して行い、個々の業務経験や能力、担当する授業科目や授業以外の担当業務等に応じて実施しなければならない。
- 3 学園は、教員の研修計画を策定・実施し、教員に研修を受講する機会を与えなければならない。
- 4 学園が必要と認める場合は、他の企業等の関係機関と連携し研修を行うことができる。
- 5 教員は、学園が定めた教員研修計画に従い、研修目的を達成するため研修を受講しなければならない。

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

「学校法人立志舎 教員研修規定」において、以下の様に定めている。

- 1 研修は、教員に必要な専攻分野における実務に関する知識、技術および技能並びに、指導力の修得・向上を目的として行う。
- 2 研修は教員に対して行い、個々の業務経験や能力、担当する授業科目や授業以外の担当業務等に応じて実施しなければならない。
- 3 学園は、教員の研修計画を策定・実施し、教員に研修を受講する機会を与えなければならない。
- 4 学園が必要と認める場合は、他の企業等の関係機関と連携し研修を行うことができる。
- 5 教員は、学園が定めた教員研修計画に従い、研修目的を達成するため研修を受講しなければならない。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	「売買契約及び賃貸借契約の不動産実務」	連携企業等:	デグチグループ株式会社
期間:	令和5年12月5日	対象:	不動産ビジネス学科の教員
内容	学生の多くが宅建士の資格を取得して不動産業界に就職するため、不動産実務について熟知する必要があり、ラウンズコミュニケーション株式会社と連携し、不動産実務の研修に参加した。本学科専任教員の代表者が参加し、後日、本学科常勤教員全員を対象とした勉強会を行い、不動産実務に関する知識を習得した。		

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	「学校における各ハラスメントと不正防止について」	連携企業等:	関口総合法律事務所
期間:	令和6年2月21日	対象:	不動産ビジネス学科の教員
内容	入学した学生、生徒が安心して学校生活を送り、途中で退学や休学をすることなく目標を達成して卒業をしていくために、教職員は正しく行動し、職務を遂行していくことが求められており、セクハラ・パワハラ・アカハラの各ハラスメントの発生要因、その具体的事例を通じて、各ハラスメントの防止策や学校現場における様々な不正についての防止策について学んだ。		

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	「売買契約及び賃貸借契約の不動産実務」	連携企業等:	デグチグループ株式会社
期間:	令和6年12月	対象:	不動産ビジネス学科の教員
内容	学生の多くが宅建士の資格を取得して不動産業界に就職するため、不動産実務について熟知する必要があり、ラウンズコミュニケーション株式会社と連携し、不動産実務の研修に参加する。本学科専任教員の代表者が参加し、後日、本学科常勤教員全員を対象とした勉強会を行い、不動産実務に関する知識を習得する。		

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	「人権研修」	連携企業等:	公益財団法人 東京都人権啓発センター
期間:	令和7年1月	対象:	不動産ビジネス学科の教員
内容	学生に対してハラスメントや体罰、差別的対応がないような指導の仕方を学び、また、学生間でいじめ問題が生じた場合の対処方法など、人権意識を高めることにより指導力を向上させるための研修を実施する予定である。		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

学校運営に関し、自己点検・自己評価委員会でまとめた評価および改善計画が適切であるか検証するため学校関係者評価委員会を設置する。学校関係者評価委員会は原則として年1回開催する。学園の基本目標である「学生から信頼され支持される学校づくり」を実現させるため、学校関係者評価委員会における委員の意見を踏まえ、管理職会議や課会議などに改善に向けた取り組みを検討し、その実現を図っていく。また、教育活動に関しては、学校関係者評価委員会並びに教育課程編成委員会の意見を踏まえカリキュラム会議において、学園の基本目標を達成するためのカリキュラムの検討と編成を行っていく。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・理念、目的、育成人材像は定められているか ・学校における職業教育の特色は何か ・理念、目的、育成人材像、特色、将来構想などが学生、保護者等に周知されているか ・各学科の教育目標、育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか
(2)学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・目的等に沿った運営方針が策定されているか ・運営組織や意思決定機能は規則等において明確化されているか、有効に機能しているか ・人事、給与に関する制度は整備されているか ・教務、財務等の組織整備など意思決定システムは整備されているか ・教育活動に関する情報公開が適切になされているか ・情報システム化等による業務の効率化が図られているか
(3)教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ・教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか ・教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた教育機関としての修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか ・学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか ・キャリア教育、実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか ・授業評価の実施・評価体制はあるか ・成績評価・単位認定の基準は明確になっているか ・資格取得の指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか ・人材育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか ・職員の能力開発のための研修等が行われているか
(4)学修成果	<ul style="list-style-type: none"> ・就職率の向上が図られているか ・資格取得率の向上が図られているか ・退学率の低減が図られているか
(5)学生支援	<ul style="list-style-type: none"> ・進路・就職に関する支援体制は整備されているか ・学生相談に関する体制は整備されているか ・学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか ・学生の健康管理を担う組織体制はあるか ・課外活動に対する支援体制は整備されているか ・学生の生活環境への支援は行われているか ・保護者と適切に連携しているか ・高校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業訓練の取組が行われているか
(6)教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか ・防災に対する体制は整備されているか
(7)学生の受入れ募集	<ul style="list-style-type: none"> ・学生募集活動は、適正に行われているか ・学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか ・学納金は妥当なものとなっているか

(8)財務	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか ・予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか ・財務について会計監査が適正に行われているか ・財務情報公開の体制整備はできているか
(9)法令等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・法令、専修学校設置基準の遵守と適正な運営がなされているか ・個人情報に関しその保護のための対策がとられているか ・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか ・自己評価結果を公開しているか
(10)社会貢献・地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか ・学生のボランティア活動を奨励、支援しているか ・地域に対する公開講座・教育訓練(公共職業訓練等)の受託等を積極的に実施しているか
(11)国際交流	評価していない

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

学校運営に関し、自己点検・自己評価委員会でまとめた評価および改善計画を検証するために、学校関係者評価委員会を開催し企業等の役員、職員の方から指摘を受けた点について次の改善をしてきた。

- ① ゼミ学習は、相手への伝わり方、伝え方を普段の授業を通じて身につけることができ、そのスキルはそのまま仕事にも役に立っている。学生時代にそうした経験ができたことはとても良かったと思っているとの意見をいただいたので、さらに充実を図っていくようにする。
- ② いまはSNSがテレビと変わりないぐらいになってきているので、ホームページからSNSへの接続を工夫すべきであると考え。例えば、卒業生が活躍している様子を伝える内容のSNSにホームページからアクセスできるようにすると学校の良さを世間により認知してもらえるようになると思うとの意見をいただいたので、SNSの充実を図り、今後も親しみやすさを感じさせつつ、実績をわかりやすく伝えていくようにする。
- ③ 学生支援に関し、担任と学生とのつながりもそうであるが、学校全体でも学生の進路支援に取り組んでいるという姿勢が見て取れる。就職率の高さは、そうしたことの表れであると言える。学生一人ひとりにあった丁寧な対応をしているということは、入社してきた卒業生から目の当たりにしているところであるとの意見をいただいたので、これまで以上に学生に対して丁寧な対応をしていく。
- ④ 学生に対してだけではなく、持っているノウハウを一般にも気軽に公開できるような機会を創出すべきであると思われる。必ずニーズはあるはずなので、そのような機会を作ることで、さらなる社会貢献や地域貢献が実現できるのではないかと思うとの意見をいただいたので、地域に対する公開講座を実施できるように努力していく。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所属	任期	種別
井野崎 徹也	立志舎高等学校 教頭	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	高校関係者
及川 薫	防衛省・自衛隊 東京地方協力本部 高円寺募集案内所 所長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	企業等委員
岡島 勇太	アディーレ法律事務所名古屋栄店 弁護士	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	企業等委員
木寺 諒磨	株式会社リロググループ 人材開発室 人材採用グループ	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	企業等委員
中本 正幸	株式会社新聞ダイジェスト社 代表取締役社長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	企業等委員
山田 悠稀	横浜市役所 横浜市こども青少年局 青少年部 放課後児童育成課	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <https://www.all-japan.ac.jp/disclosure>

公表時期: 令和6年6月20日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

官公庁・企業等の関係者が本学全般について理解を深めるとともに、官公庁、企業等の関係者との連携および協力の推進に資するため、本学の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供する。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校の教育の特色(ホームページ) 校長名、所在地、連絡先(ホームページ) 学校の沿革(ホームページ)
(2) 各学科等の教育	設置学科・収容定員(ホームページ) 授業方法(ホームページ) カリキュラム(ホームページ) 目標取得資格、目標合格検定(ホームページ) 主な就職先(ホームページ)
(3) 教職員	教職員数(ホームページ)
(4) キャリア教育・実践的職業教育	就職支援等への取組支援(ホームページ)
(5) 様々な教育活動・教育環境	学校行事への取組状況(ホームページ) 課外活動(ホームページ)
(6) 学生の生活支援	学生相談室、就職相談室(ホームページ)
(7) 学生納付金・修学支援	学生納付金の扱い(ホームページ) 活用できる経済的支援措置の内容等(ホームページ)
(8) 学校の財務	事業の概要、財産目録、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表(ホームページ)
(9) 学校評価	自己点検評価報告書(ホームページ) 学校関係者評価報告書(ホームページ)
(10) 国際連携の状況	なし
(11) その他	なし

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <https://www.all-japan.ac.jp/disclosure>

公表時期: 令和6年6月20日

授業科目等の概要

(法律専門課程 不動産ビジネス学科)															
分類	授業科目名			授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択					講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			就職セミナー I	卒業後の進路選択を考える前段階として、日々の学生生活を有意義なものとする意識の高揚を目指す。特に、社会人として必要とされる基本的なものの見方や考え方・行動の仕方について理解を深め、礼儀・マナーの修得、面接練習等を重視する。	1前	20	1	○			○	○	○	
2	○			職業実務 I A	社会人として必要とされるコミュニケーション能力を育成することを主な目的とする。円滑なコミュニケーションには、見た目も重要な要素となるため、社会人として好ましい服装やコーディネート、メイクアップについても学び、円滑な就職活動ができる準備をしていく。	1通	20	1	○			○	○	○	
3	○			職業実務 I E	不動産業界における業務に関する基礎的な法律を理解し、売買・賃貸借契約に至るまでの一連の流れにつき実務に基づいた知識を修得する。不動産取引は大きなお金が動くので、特にクレーム処理の実例についても講義してもらう。	1通	20	1	○			○	○	○	
4	○			職業実務 II A	社会人として社会で活躍するために、ストレスに対応できる人材を育成する。ストレスの種類や原因、対策方法を事例から学び、ストレス社会で活躍できる社会人の方向性を学ぶことを目的とする。 気遣い・気働きを通じた社会人としてのスキルを習得する実践的な授業を行い、社会人になるにあたっての心構えとともに社会人としてのスキル習得することを目標とし、クレーム対応のスキルを学んでいく。	2通	20	1	○			○	○	○	
5	○			職業実務 II E	不動産業界における業務に関する基礎的な法律を理解し、売買、賃貸借、及び管理受託契約に至るまでの一連の流れにつき実務に基づいた知識を修得する。近時の民法や不動産登記法改正に伴う所有者不明の不動産に関する現状とその対処法についても、実際の実例に基づいた授業を行う。	2通	20	1	○			○	○	○	
6		○		職業実務 I B	法令遵守を基礎として、社会的ニーズへの対応の仕方を、実例を踏まえて修得する。特にクレームの発生原因と対処方法について具体的に授業する。 近い将来、学生たちが社会で活躍する上で、基本的なコンプライアンス意識が醸成されたレベルを兼ね備えて送り出せるようにしたい。	1通	20	1	○			○	○	○	
7		○		職業実務 I C	自己理解を深めたくうえで税関見学や業界関係者を招いての業界研究を通じて、学生が円滑な就職活動ができるようにしていくことを目的とする。	1通	20	1	○			○	○	○	
8		○		職業実務 I D	薬物乱用やサイバー犯罪など近年問題となっている犯罪を取り上げ、警察がどのような対応をしているのか、犯罪に巻き込まれたときの対応などについての知見を得る。また、近年問題となっている金融トラブルについて学生自身が巻き込まれないようにするのみならず、どのような問題があるのかなどの知見を得られるようにする。	1通	20	1	○			○	○	○	
9		○		職業実務 I F	自衛隊の日本における役割を理解し、自衛隊と警察・消防の違い等について学ぶ。また、自衛隊の災害活動等についても学び、幅広く社会人として仕事をするために必要な知識・能力を修得する。	1通	20	1	○			○	○	○	

10	○	職業実務ⅡB	障害者の現状を把握した上で、ノーマライゼーションやインクルージョンといった適切な障害者福祉のあり方を理解することを目標とする。障害者の現状や実態を示しながら、障害者差別解消法における「合理的配慮」の具体例について、実務に基づいた授業を行う。 今後ますます重要になってくる成年後見制度について、実際の事例を基にして、制度の基礎知識や手続、問題点や対処法を実践的に学ぶ。	2通	20	1	○	○	○	○	○
11	○	職業実務ⅡC	社会人として必要とされる力を理解させ、業界関係者を招いての業界研究を通じて、学生が就職後のキャリア形成についても考えられるようにする。	2通	20	1	○	○	○	○	○
12	○	職業実務ⅡD	社会保険、年金や税金については社会人として知っておかなければならない事柄であるが、学生のうちにそれを学ぶ機会はほとんどない。そこで、それぞれの実務に精通した担当講師が、実例に基づいてわかりやすく解説をし、それらの必要性・重要性を理解し、社会に出て困らないような知識を修得する。	2通	20	1	○	○	○	○	○
13	○	職業実務ⅡF	身近な法律問題に対する知見を得るほか、模擬裁判を通じて裁判の実際と法曹の職業に関する知見を得ることを目的とする。	2通	20	1	○	○	○	○	○
14	○	民法Ⅰ	民法の基本的な理解を前提に、総則・物権に関する、民法第1編、第2編の各条文の意義・要件・効果を整理するとともに、判例および通説的な見解の考察をする。	1前	40	2	○	○	○	○	○
15	○	民法Ⅱ	債権法に関する民法第3編の各条文の意義・要件・効果を分析・整理するとともに、各条文の解釈において生起する重要問題について、判例および通説的な見解の考察をすすめ、よって債権法の基本的知識および体系的思考の修得を目指す。	1前	40	2	○	○	○	○	○
16	○	制限法令Ⅰ	都市計画法・建築基準法以外の制限法令の、各条文の意義・要件・効果を分析・整理するとともに、各条文の解釈において生起する重要問題について、判例及び通説的な見解の考察をすすめ、よって法令上の制限の基本的知識および体系的思考の修得を目指す。	1前	80	4	○	○	○	○	○
17	○	宅建業法Ⅰ	宅建業法の各条文の意義・要件・効果を分析・整理するとともに、各条文の解釈において生起する重要問題について、判例及び通説的な見解の考察をすすめ、よって法令上の制限の基本的知識および体系的思考の修得を目指す。	1前	80	4	○	○	○	○	○
18	○	借地借家法Ⅰ	借地借家法の各条文の意義・要件・効果を分析・整理するとともに、各条文の解釈において生起する重要問題について、判例及び通説的な見解の考察をすすめ、よって法令上の制限の基本的知識および体系的思考の修得を目指す。	1前	80	4	○	○	○	○	○
19	○	不動産登記法Ⅰ	不動産登記法の各条文の意義・要件・効果を分析・整理するとともに、各条文の解釈において生起する重要問題について、判例及び通説的な見解の考察をすすめ、よって法令上の制限の基本的知識および体系的思考の修得を目指す。	1前	80	4	○	○	○	○	○
20	○	都市計画法Ⅰ	都市計画法の各条文の意義・要件・効果を分析・整理するとともに、各条文の解釈において生起する重要問題について、判例及び通説的な見解の考察をすすめ、よって法令上の制限の基本的知識および体系的思考の修得を目指す。	1前	80	4	○	○	○	○	○
21	○	建築基準法Ⅰ	建築基準法の各条文の意義・要件・効果を分析・整理するとともに、各条文の解釈において生起する重要問題について、判例及び通説的な見解の考察をすすめ、よって法令上の制限の基本的知識および体系的思考の修得を目指す。	1前	80	4	○	○	○	○	○
22	○	民法総合演習Ⅰ	民法の修得に向けた総合的な短答演習を行う。民法全体の基本的知識の取得を目指し、行政書士試験や司法試験予備試験にもつながるような体系的理解を主眼に置く。	1前	40	2	○	○	○	○	○

39	○	宅建業法Ⅳ	宅建業法を中心とした民法等の法令との関係について、判例および通説的な見解の考察をすすめ、よって宅建業法全体の理解を深める。宅地建物取引士試験の出題傾向を考慮する。	2 前	80	4	○			○		○		
40	○	賃貸管理業法Ⅰ	賃貸不動産管理に関するさまざまな問題について実例を通して具体的に学び、賃貸不動産管理業務者及び賃貸不動産経営管理士の実務に直結する知識を修得する。	2 前	80	4	○			○		○		
41	○	マンション管理法Ⅱ	マンション管理に関するさまざまな問題について実例を通して具体的に学び、マンション管理業務である相談・助言・指導等が行えるような知識を修得する。	2 後	80	4	○			○		○		
42	○	卒業研究	専門学校での学習の集大成として、就職先の業界研究や官庁研究など各学生がテーマを考え論文を作成する。	2 後	80	4			○		○		○	
43	○	民法総合演習Ⅲ	民法の修得に向けた総合的な短答演習を行う。民法全体についての理解をより一層深めるために、種々の演習問題を多角的に検討する。特に宅建試験の出題傾向を考慮し、しっかり解けるようにする。	2 後	80	4			○		○		○	
44	○	漢字能力	すべての常用漢字を理解し、文章の中で適切に使える能力を身につけ、漢字能力検定合格を目指す。	2 後	80	4			○		○		○	
合計				44	科目	117 単位 (2340単位時間)								

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
卒業要件：成績評価において合格した科目の授業時間数の合計が1,720時間以上になること	1学年の学期区分	2期
履修方法：コース選択により履修科目が決定され、必修、選択必修を含め授業時数が、1年次に920時間以上、2年次800時間以上になるように履修すること	1学期の授業期間	20週

(留意事項)

1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。

2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。